高齢者の医療保険制度が大きく変わります平成20年4月から

幅に変わります。からは、「後期高齢者医療制度」が創設され、医療保険制度が大からは、「後期高齢者医療制度の変更が行われてきました。本年4月階的に高齢者の医療制度の変更が行われてきました。本年4月平成18年6月の「医療制度改革関連法」成立以後、これまで段

今月号では、その主な点について、お知らせします。

*保険料も個人ごと

創設される後期高齢者医療制度が

◆75歳以上の方全員が対象 ◆75歳以上の方全員が対象 これまで、75歳以上の方、 吉のある方については、それ でれの保険に加入したまま ぞれの保険に加入したまま でれの保険に加入したまま でれの保険に加入したまま でれの保険に加入したまま でれの保険が変わります。

◆保険証は一人に1枚交付 はれ、75歳の誕生日前に郵送 は、一人に1枚交付 は、一人に1枚交付

◆自己負担割合は1割

医療機関で支払う自己負担割合は、老人保健制度と同様とた場合の自己負担限度額なた場合の自己負担限度額なた場合の自己負担限度額なた場合の自己負担限度額になった場合の自己負担制度と同ります。

後期高齢者医療制度は、加入者が個人ごとに計算され入者が個人ごとに計算されることになります。 また、年間の保険料は、一また、年間の保険料は、一また、年間の保険料は、一ちで、1所得割額」の合計金額とる「所得割額」の合計金額となります。

から、急激な負担増を軽減す料の支払いがなかった方は、保険被扶養者であった方は、保険これまで、社会保険などの

も5割軽減されます。 得割は賦課されず、均等割額 に月から2年間、保険料の所

タ割軽減されます。 ただし、本年9月までの6カ月間の保険料は賦課されず、均等割額もは、賦課されず、均等割額もは、賦課されず、均等割額もは、賦課されず、均等割額もの6カーでである。

ます。 が、7割・5割・2割軽減され が、7割・5割・2割軽減され

◆保険料は年金から天引き

年金が、年額18万円以上の方は、原則、保険料が年金から天引きとなります。 (介護保険料の天引きと合わせた額が年金額の2分の1を超える場合は、天引きされを超える場合は、天引きされ

じられます

ます。 年3月までの年9回となり普通徴収の方は、7月から翌方は、年6回(年金支給月)、

れます。 1年間は1割に据え置かただし平成21年3月まで合が2割になります。

70~74歳の方が、医療機関

き上げます。 役並み所得者を除き、1割と で支払う自己負担割合は、現

に据え置かれます。の1年間は、負担割合が1割の1年間は、負担割合が1割

では据え置かれます。ただし、平成21年3月ま度額が引き上げられます。70歳~74歳の自己負担限

医療費が高額になったときに支払う自己負担には、限き額が設けられています。今度額が設けられています。今担割合の変更に伴い、自己負担限度額も低所得者を除く一般世帯において、引き上げになります。

65歳以上になります居住費」負担の対象者が療養病床入院時の「食費・

据え置かれます。

しかし、これも1年間

は



療養病床に入院する70歳

勤労者生活安定資金融資制度

■融資対象者 金の融資を行っています。 市では、中小企業で働く皆

■融資対象者

市内に1年以上住所を有する方または市内の企業に引する方または市内の企業に引する方は1年以上勤務している

●融資条件

① ③ 賞 ② 貸 付 利子 2 章 金 年 2·6 % 年 1·8 %

する制度もあります) 教育資金 10年以内(据 ・は(社)日本労働者信用基 には(社)日本労働者信用基 では(社)日本労働者信用基

●資金使途

②教育資金=学校への入学ま修理、通勤用自動車購入、災害復旧など 害復旧など

▼22-3355 東北労働金庫石巻支店

どには利用できません)

たは在学に必要な資金

(借金の返済、日常の生活費な

費を負担していましたが、 以上の高齢者は、食費と居住 き下げられます。 の対象年齢が65歳以上に引

|民健康保険に 加入している方へ

それぞれの保険者にお問い りますので、他の保険の方は、 の方を対象とした内容とな 合わせください。 ★これ以降は、国民健康保険

が65歳未満になります 退職者医療制度の対象者

すが、その対象年齢が65歳未 職者医療制度で医療を受けま 色)を送付します) に、一般被保険者証(きみどり 満に変わります。(有効期限前 未満の方とその被扶養者は、退 金など)を受給されている75歳 入し、被用者年金(厚生年 会社などを退職して国保に

ん。(手続きなども不要です) う、給付などの変更はありませ なお、この保険証の変更に伴

されます、 となり、賦課時点で軽減2割軽減の申請が不必要

当世帯のうち、2割軽減該当 減となっていましたが、20年 については、 これまで、保険税の軽減該 申請によって軽

> す 同様に申請が不要となりま 度 からは、7割・5割軽

申告または国保の簡易申告 対象になりませんので、所得 帯 を必ず行ってください。 がない場合でも市・県民税の は、これまで同様、 ただし、未申告者が 、軽減の いる世

創設に伴う国保税の軽 後期高齢者医療制度 (措置が講じられます の

従前と同程度となるよう、必 75歳に到達する方が、国保か 高齢者または制度創設後に 要な措置を講じられます。 る国保被保険者の保険税が 行した場合、 ら後期高齢者医療制度に移 設に伴い、制度創設時の後期 後期高齢者医療制度の創 同じ世帯に属す

低所得者に対する税の軽減 国保税の軽減判定の際に、 内容は、 次のとおりです。

受けることができます。 および人数も含めて判定を 国保から移行した後期高齢 (手続きは不要です) (旧国保被保険者) の所得 従前と同様の軽減措置 該当する場合は、5

間

減 لح

ります。(手続きは不要です) 世帯割で賦課される税の軽減 課される保険税が半額とな により、単身世帯となる方に 被扶養者であった方の税の減免 医療制度に移行すること 世帯の方が、 5年間、 世帯割で賦 後期高齢

ます) 当該被保険者の被扶養者が、 緩 期 扶養者)について、2年間、 療制度に移行することにより 保険など)から後期高齢者医 設に伴い、被用者保険(社会 国保被保険者となった方(旧 、該当者には申請書を送付 和 高齢者医療制度と類似の 後期高齢者医療制度の創 措 置が講じられます。 後



ます 保健指導》がスタートしいた新たな《特定健診・40~74歳の方を対象と

保健指導」 れた新たな「特定健診・特 (脂肪症候群) 対策を取り入 ボリックシンドローム (内 40~74歳の方を対象に、 が始まります。 メ



お問い合わせください。 置もあることから、詳しく 点が多く、一部凍結・経過措 て、お知らせしました。 今回 は、 制度の概要につい 変更

<平成20年度

定額+付加保険料

定額

633 249 険 • 472 年 金 課 內 線 649

所

問

石

巻社

会保

険事務

所

₩22-5117·保険年金

課

(内線25·27)·各総合支所·支

保険料が変わります

年金保険料は、月額14、 険料納付案内書」が送付され 社会保険庁から「国民年金保 10円になります。4月初めに 平成20年4月分から国 4 民

でに納めましょう。 、口座振替を利用している方に 各月の保険料は納 付期限ま

病、とりわけメタボリックシ

「特定健診」では、

生活習慣

ンドロームの該当者や予備

は送付されません。また、全 付案内書が送付されます) 除にならない方には7月に納 ている方で、7月以降継続免 免除・若年納付猶予に該当し 平成20年4月に1年分を 070円のお 得

円です。 前納すると、169、850

ます。

クシンドロームの予防・改善 でその対象者のメタボリッ 者を把握し、「特定保健指導」 群を減少させるための対象

に向けた生活改善を指導

です) 国民年金保険料(月額) 14,410円 14,810円

※付加保険料(400円)は変更ありません。

<保険料の一部が免除されている場合> 4分の3免除(4分の1納付) 3,600円 7, 210円 半額免除(半額納付) 10,810円

4分の1免除(4分の3納付) ※免除の承認期間が6月までであることから、4月に4~6 月分の納付案内書が送付され、7月にそれ以降の定額の 納付書が送付されます。